

朝倉苑居宅介護支援事業所重要事項説明書

<令和 6年 4月 1日現在>

1 管理者及び窓口担当者

管 理 者	久保山 輝美 (くぼやま てるみ)
窓 口 担 当 者	久保山 輝美 (くぼやま てるみ) 伊藤 由可 (いとう ゆか)

2 事業所の概要

(1) 支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事 業 所 名	朝倉苑居宅介護支援事業所
所 在 地	福岡県朝倉郡筑前町原地蔵 2 2 2 6 番地の 3
事業者指定番号	4 0 7 6 7 0 0 0 8 9
サービス提供地域	筑前町、朝倉市、小郡市、大刀洗町、筑紫野市、久留米市、うきは市

※上記地域以外でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 事業所の職員体制

	資 格	常 勤	非常勤	計	業 務 内 容
管理者	介護支援専門員	(1)		(1)	業務の管理・監督
介護支援専門員	介護支援専門員	2 (兼務 1)		2	居宅介護支援計画等業務

※ () 書きは兼任

(3) 営業日と営業時間帯

営 業 日	営 業 時 間 帯
月～日曜日	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0

※ 営業時間外は電話等により 24 時間対応可能な体制を取っております

朝倉苑: 0 9 4 6 - 2 2 - 2 8 8 1

3 利用料金

(1) 利用料

要介護 (要支援) 認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。

介護保険適応の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者から直接介護保険給付が支払われない場合があります。その場合は、利用者は 1 か月につき要介護度に応じて、下記の利用料を支払い、支援事業者は、「サービス提供証明書」を発行します。

サービス提供証明書を後日市町村の窓口へ提出しますと、保険給付分の払戻を受けられます。

1]居宅介護支援費（令和6年4月1日より変更）

要介護1・2	要介護3～5
1,086単位	1,411単位

2]加算（令和6年4月1日より変更）

1)初回加算	300単位
2)入院時情報連携加算（Ⅰ）	250単位
3)入院時情報連携加算（Ⅱ）	200単位
4)退院退所加算（イ）	450単位
5)退院退所加算（ロ）	600単位
6)緊急時居宅カンファレンス加算	200単位
7)通院時情報連携加算	50単位

(2) 交通費

原則的に、交通費は頂いておりません。

(3) キャンセル料

原則的に、キャンセル料は頂いておりません。

(4) その他

要介護認定申請代行費、記録の複写費用などをいただくことがあります。

4 事業所の目的・運営方針等

(1) 事業の目的

社会福祉法人朝倉社会事業協会が開設する朝倉苑居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

事業所の介護支援専門員は、事業提供にあたって、次の事項に努めるものとする。

- ① 要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるように配慮すること。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないよう、公正中立に行うこと。
- ④ 事業の運営にあたっては、関係市町村、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者並びに介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(3) その他

事 項	内 容
アセスメント（評価）の方法	CCP方式
従業員研修の有無	年2回、継続研修を行っています。

5 公立中正なケアマネジメントについて

利用者やその家族はケアプランの作成にあたっては介護支援専門員に対して複数の居宅サービス事業者等の紹介を求める事、及びケアプランにその事業者を位置付けた理由の説明を求める事が可能です。

支援事業者は公正中立性の確保を図る観点から、前6か月間に作成した居宅サービス計画の総数のうちに、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護の各サービスが位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6か月間に作成した、居宅サービス計画における訪問介護等の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものが占める割合についての説明を行っていきます。

6 医療機関との連携について

- ① 利用者が病院や診療所へ入院された際には、担当の介護支援専門員の氏名や連絡先についての医療機関へお伝えいただくようお願いいたします。
- ② 介護支援専門員は、居宅サービス事業者等から利用者に関する情報を受けた時や必要がある時は、利用者の同意を得て介護支援専門員が必要と認める口腔に関する問題、服薬に関する状態、心身または生活に必要な情報を主治の医師又は歯科医師もしくは薬剤師に提供します。
- ③ 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望されている場合は、利用者の同意を得て主治の医師等に意見を求めます。また、介護支援専門員はその意見を踏まえてケアプランを作成した場合はそのケアプランの意見を求めた医師等に交付します。

7 利用者並びにご家族へのお願い

支援事業者が交付するサービス利用票、居宅サービス報告書などは、利用者の介護に関する重要な書類なので、契約書・重要事項説明書等と一緒に大切に保管して下さい。

8 サービス内容に関する苦情の連絡先

事業所お客様相談窓口	朝倉苑居宅介護支援事業所（0946-28-8171） 責任者 久保山 輝美（管理者） 担当者 伊藤 由可
------------	---

※筑前町福祉課 TEL：0946-22-3442 FAX：0946-42-2011
※福岡県広域連合朝倉支部 : 0946-21-8021 : 0946-21-8031
※福岡県国民健康保険団体連合会 : 092-642-7859 : 092-642-7852
※福岡県広域連合本部 : 092-643-7055 : 092-641-2432
※朝倉市役所 : 0946-22-1111 : 0946-22-1118
※小郡市役所 : 0942-72-2111 : 0942-73-4466
※福岡県広域連合うきは・太刀洗支部 : 0943-74-5355 : 0943-74-5353
※福岡県社会福祉協議会 : 092-584-3377 : 092-584-3369
※久留米市役所 : 0942-30-9205 : 0942-36-6845

9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底

を図っています。

- (5) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (6) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (7) サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します

10 業務継続計画について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11 サービス利用に関する留意事項

(1) 利用者及び利用者の家族等の禁止事項

① 職員に対する身体的暴力

（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

例：コップを投げつける・叩かれる・蹴られる・噛みつく・唾を吐く など

② 職員に対する精神的暴力

（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）

例：大声を発する・怒鳴る・特定の職員に嫌がらせをする

- ・威圧的な態度で文句を言い続ける
- ・「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求するなど

③ 職員に対するセクシャルハラスメント

（意に添わない性的な誘いかけ・好意的な態度の要求等・性的嫌がらせ行為）

ア 対価型

職員の意に反する性的な言動に対するその職員の対応を理由に、事業所に対して不利益な対応をされる場合。

例：性的な関係を要求する

- ・拒否されたことに事実と異なる内容を周囲に話す
- ・悪い風評を流す
- ・応じなければ契約を解除する等の脅迫行為を行う など

イ 環境型

職員の意に反する性的な言動によりその職員の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じるなど、当該職員が就業する上で看過できない支障が生じる場合。

（性的な関心、欲求に起因するもの）

例：スリーサイズを質問する等、身体的特徴を話題にする

- ・聞くに堪えない卑猥な冗談を言う
- ・体調が悪そうな女性に「今日は生理か」「もう更年期か」など言う
- ・「結婚はまだか」「子供はまだか」と執拗に尋ねる
- ・性的な噂をしたり、性的なからかいの対象にする
- ・卑猥な写真や記事等をわざと見せる、読み上げる、話題にする
- ・身体を執拗に眺めまわす
- ・食事、酒宴、デート等にしつこく誘う
- ・性的な内容の電話をかけたたり、性的な内容の手紙・メールを送ったりする
- ・身体に不必要な接触する など

(性別により差別しようとする意識等に基づくもの)

例：「女に仕事は任せられない」、「女みたいな考え方するな」、「もう少し女らしい服装をしたらどうか」、「女なのに気が利かない」、「男のくせに根性がない」などと言う。

・女性に対して、幼児に対する話し言葉で話しかける など

(2) サービス契約の終了

事業者は、次に掲げるいずれかの場合には、サービス契約を解除することができる。

① (略)

② (略)

③ 利用者または家族等から職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシャルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、入居者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になったとき。

12 支援事業者（本社）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 朝倉社会事業協会
代表者名	理事長 堤 正治
本社所在地・連絡先	(住 所) 福岡県朝倉市馬田3246番地 (電 話) 0946-22-2907 (FAX) 0946-24-9037